

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

1 計画策定の目的及び背景

本県において、イノシシは県下全域に生息しており、その農林作物への被害発生状況もニホンジカやニホンザルによる被害が地域により顕著な差が見られるのと異なり、県下全域にわたっている。

このため、平成20年度から特定鳥獣保護管理計画（平成27年度からは第二種特定鳥獣管理計画）を作成し、市町村と連携しながら管理のための施策を展開しており、農林作物等への被害額は平成24年度以降減少に転じているものの、依然として高水準で推移している。

こうしたことから、引き続き「新たな視点」に立った鳥獣被害対策の推進体制を構築するとともに、地域住民や市町村、関係機関、団体等と連携し被害現場において総合的な鳥獣被害対策が推進されるよう県全体で取り組むこととし、イノシシの生息状況や農林作物への被害の発生状況を的確に把握するとともに、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ明確な管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理や被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、農林作物への被害の軽減とイノシシ個体群の長期にわたる安定的維持を図ることを目的として、本計画を策定する。

2 計画の概要

- (1) 管理すべき鳥獣の種類 イノシシ
- (2) 計画の期間 平成29年4月1日から令和4年3月31日まで
- (3) 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域 県内全域
- (4) 第二種特定鳥獣の管理の目標
被害額が増加傾向を示す以前（昭和61年度～平成7年度）の平均被害額（約50,000千円）以下に抑える。
- (5) 第二種特定鳥獣の数の調整に関する事項
 - ① 捕獲による数の調整
 - ア 狩猟による捕獲の促進
 - (ア) 狩猟期間の延長
イノシシの狩猟期間を「毎年11月15日から翌年2月15日まで」から「毎年11月1日から翌年3月15日まで」に変更する。
対象とする区域は、県内全域とする。
 - (イ) 禁止する猟法の解除
イノシシ等の捕獲をするため、くくりわなを使用する方法のうち輪の直径が12cmを超えるものは禁止猟法となっているが、イノシシについて、足くくりわなに限りこの規制を解除する。
対象とする区域は、県内全域とする。
 - イ 農林業被害防止のための特定鳥獣の捕獲
 - ウ 数の調整のための特別捕獲
 - エ 指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲
 - ② 捕獲数管理
 - ③ 狩猟者の確保・育成

(6) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

- ① 事業の目的
- ② 実施期間
- ③ 実施区域
- ④ 事業の目標
- ⑤ 事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価
- ⑥ 事業の実施者

(7) その他管理等のために必要な事項

- ① 多様な生態系を構成する森林づくりに誘導するための中・長期的視点に立った「生息環境対策」の推進
- ② 野生鳥獣を寄せ付けない集落づくりを地域一体となって取り組む「被害防止対策」の推進
- ③ 狩猟者等の協力を得ながら、捕獲情報、目撃情報及び被害情報等の基礎データ収集の実施
- ④ 鳥獣被害対策を効果的に進めるため、新たな視点に立った鳥獣被害対策体制の整備を行うとともに、市町村と連携して、地域において緊急的な捕獲対策や集落単位での被害防止対策、地域リーダーの育成、多様な森づくりなどの鳥獣被害対策を総合的に行う鳥獣被害対策緊急プロジェクトの推進